◎公募委員候補者登録制度(選任関係等について)

1. 各事務局からの聞き取り調査の概要

柴田町の審議会等の担当者に公募委員として求める人材として必要とされることがあるか聞き取り調査を実施した。

調査の前提条件

- ・公募枠が有る審議会等:現状により回答
- 公募枠が無い審議会等:公募枠を設定したとしての仮定で回答

調査結果

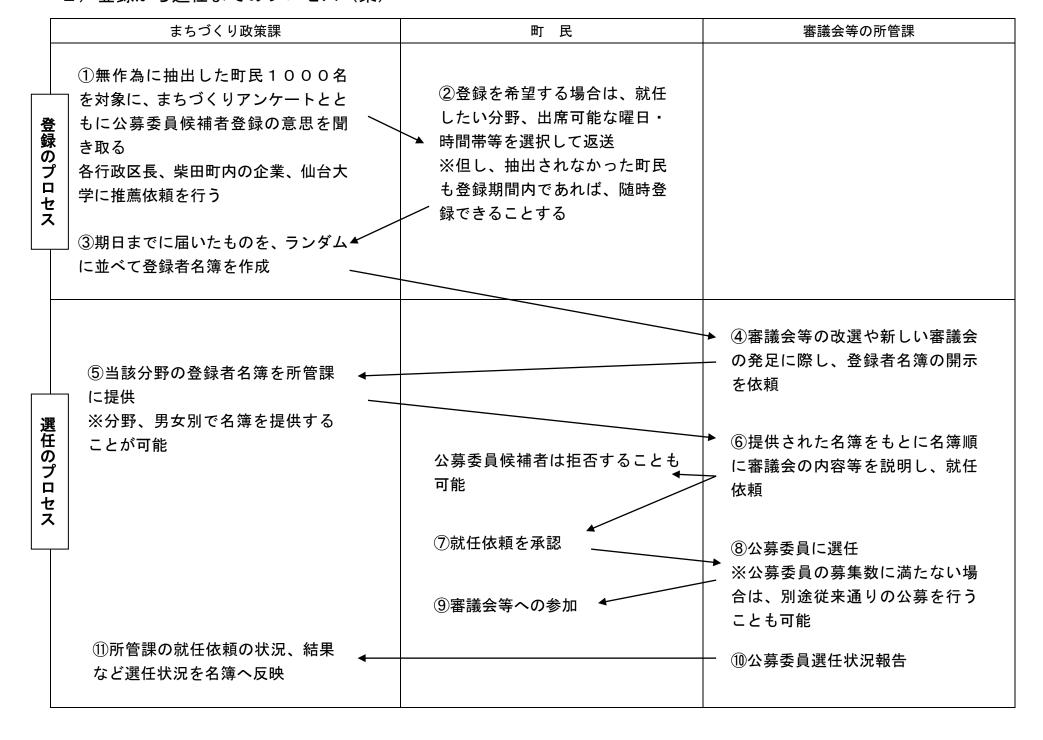
- ・公募委員として特に求める人材の希望はない審議会がほとんどである。
- ・現在各審議会で必要とする人材は、公募枠以外で配置していることが多く、「町長が必要と認める者」等の規定により、委員構成を調整している。

2. 登録から選任まで

- 1) 公募委員選任方法の考え方
 - ・性別や地域性などの選任条件は、公募委員以外の委員で考慮することが可能ではないか。
 - ・選任条件を所管課の意向に任せすぎると、登録制度の意義や有効性を低める恐れがあるのではないか。

上記の点や登録制度の目的、調査結果から、登録簿から公募委員を選任する場合は、可能な限り誰もが就任できるよう選任する。

2) 登録から選任までのプロセス(案)



3. 登録簿の記載例

公募委員候補者登録簿(有効期間:平成28年4月1日~平成30年3月31日)

番号	名前	生年月日	住所	電話番号	性別	分 野					平日			土			日				依頼等状況		備	考	
						総合政策	総務	市民環境	福祉・健康	都市建設	教育	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	その他 条件	2016/11/10 ●●審議会	2016/11/20 ●●審議会		
1	柴田太郎					0	0		0				0									×	0		
2	宮城花子							0	0		0	0	0								託児	0			
3	仙台五郎					0	0		0	0			0	0	0		0		0			0			
4																									

※各分野の詳細な項目や、該当する審議会は参考資料1を参照